

## 関係法令集

### <火薬類取締法施行規則（抄）>

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

**第四条** 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六 （略）

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 （略）

2～3 （略）

（最大貯蔵量）

**第二十条** 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

2～5 （略）

（規則第二十条第一項の表）

火薬庫の種類 火薬類の種類	一級火薬庫	（略）
火薬	八十トン	
爆薬	四十トン	
（略）		

（貯蔵上の取扱い）

**第二十一条** 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一～七 （略）

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあつては四メートル以下）とすること。

九～十四 （略）

2 （略）

<昭和49年通商産業省告示第五十八号>

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目

第一条～第十一条の二 (略)

(蓄電池及びディーゼル車の基準)

**第十二条** 規則第四条第一項第二十七号の蓄電池車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 車輪には、ゴムタイヤを使用すること。ただし、軌動車については、この限りではない。
- 二 荷台又は荷台と車輪との間には、適当な緩衝装置を備えること。
- 三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐電式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。
- 四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当なおおいがされていること。
- 五 電気配線は、キャブタイヤーケーブルを使用し、接続部分が振動によってゆるまないような構造となっており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。

2 (略)